

## 2. 建設現場に設置する「快適トイレ」を導入します

建設現場を男女ともに働きやすい環境に整えるため、男女それぞれが快適に使用できる仮設トイレ(以下「快適トイレ」という。)を本市が発注する建設工事に導入いたします。

快適トイレとは、洋式便器や簡易水洗機能、照明設備などを備えていること、また、男女別の明確な表示や鏡付きの洗面台、便座除菌クリーナー等の衛生用品を付属品として設置しているトイレのことです。

この取組は、大分県では4月から実施しており、県内市町村では初めてとなります。

また、民間発注工事においては、厚生労働省の「人材確保等支援助成金」の活用を呼びかけてまいります。

### 1. 大分市発注工事

#### (1) 対象工事

令和6年6月1日以降に入札公告または指名執行通知を行う建設工事

#### (2) 実施方法

受注者が快適トイレを設置した場合、割増費用分を設計変更で増額します

#### (3) 設計変更額の算出方法

①「51,000円/基・月」と「積算上の差額※」を比較して安い方

②男女それぞれで1基ずつ、1工事につき2基まで増額可能

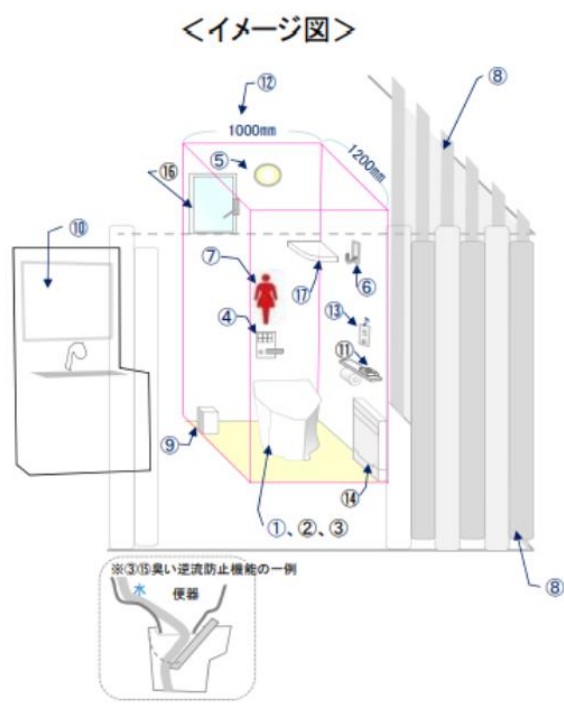
※「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から従来品相当額を差し引いた額

#### (4) 快適トイレの種類 (国土交通省資料)

ボックス型		
車載型		
ハウス型		

(5) 快適トイレの標準仕様（国土交通省資料）

- 1. 快適トイレに求める機能**
- ①洋式(洋風)便器
  - ②水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置を含む)
  - ③臭い逆流防止機能
  - ④容易に開かない施錠機能
  - ⑤照明設備
  - ⑥衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚(耐荷重を5kg以上とする)
- 2. 付属品として備えるもの**
- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
  - ⑧周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
  - ⑨サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)
  - ⑩鏡と手洗器
  - ⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品
- 3. 推奨する仕様、付属品**
- ⑫便房内寸法900×900mm以上(面積ではない)
  - ⑬擬音装置(機能を含む)
  - ⑭着替え台
  - ⑮臭気対策機能の多重化
  - ⑯室内温度の調整が可能な設備
  - ⑰小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)




2. 民間発注工事(「厚生労働省の助成制度」: 1. との併用は不可)

(1) 制度の概要

名 称	人材確保等支援助成金 作業員宿舍等設置助成コース(建設分野)
受給対象者	中小元方建設事業主
対 象 事 業	女性の建設労働者専用の作業員施設を賃借する事業
助 成 額	・施設の賃借料、設置工事費等の対象経費の3/5 ・1事業年度あたりの上限 90万円

(2) 助成金についてのお問い合わせ

大分労働局 職業安定部 職業対策課 大分助成金センター TEL 097-535-2100	パンフレットはこちらから 
---	---

【契約監理課 内線1168】

人材確保にお困りの中小建設事業主の皆さまへ

# 助成金を活用して 女性トイレや更衣室等の施設を 建設現場に設置※ してみませんか？

令和6年度より  
上限額を引き上げました！

※ 助成金の支給対象となるのは、施設を賃借により設置した場合に限ります。

## 人材確保等支援助成金 作業員宿舍等設置助成コース（建設分野） 女性専用作業員施設設置経費助成のご案内

- 受給対象 中小元方建設事業主
- 対象事業 女性の建設労働者専用の作業員施設を賃借する事業  
[対象となる作業員施設の種類] トイレ、更衣室、シャワー室、浴室

### Q.1 何にいくらぐらい助成されるの？

施設の賃借料、設置工事費等の対象経費の3/5が  
助成されます。（1事業年度あたりの上限 90万円）



### Q.2 女性が少ない現場には関係ないのでは？

女性専用施設を導入することで、**男性も含めた快適な職場環境を見直すきっかけにもなります。**誰もが働きやすい職場実現のため、助成金の活用をご検討ください。



申請手続は裏面をご覧ください。



# 申請手続

助成金の支給を受けるには、

**【計画届】と【支給申請書】**の提出が必要です！

## ① 計画届の提出

女性専用作業員施設の賃借事業を開始しようとする日の2週間前までに、「計画届」と添付資料を管轄する労働局に提出してください。

(提出物)

- ・ 計画届（建作様式第2号の3）
- ・ 女性専用作業員施設等及び費用内訳書（建作様式第2号の3別紙）
- ・ 建設業許可証明書
- ・ 労働保険料等納入通知書の写し
- ・ 賃貸契約書の写し

等

## ② 賃借開始

## ③ 賃借終了

## ④ 支給申請書の提出

「支給申請書」と添付資料を、管轄する労働局に提出してください。提出期間については、以下の表をご確認ください。

賃借事業終了月	提出期間
4月、5月、6月	7月1日から8月末日まで
7月、8月、9月	10月1日から11月末日まで
10月、11月、12月	翌年の1月1日から2月末日まで
1月、2月、3月	3月1日から5月末日まで

(提出物)

- ・ 支給申請書（建作様式第5号の3）
- ・ 女性専用作業員施設等及び費用内訳書（建作様式第5号の3別紙1）
- ・ 女性専用作業員施設使用状況報告書（建作別様式第4号の5）
- ・ 賃貸借契約書の写し
- ・ 作業員名簿
- ・ 当該工事の行程表

等

## ⑤ 助成金の支給

## 【詳細・お問い合わせ】

助成金の詳細は下記ウェブサイトをご覧ください。各都道府県労働局にお問い合わせください。

### ■ 支給要領



### ■ 支給申請書記載例



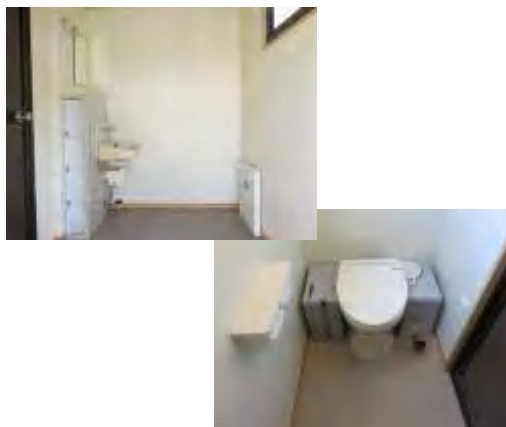
### ■ 都道府県労働局 お問い合わせ先



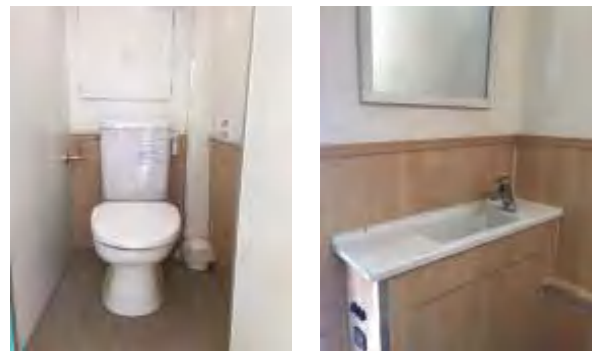
○ 快適トイレは以下の3タイプに分類され、周辺環境や現場条件等により適用されます。

- ①ハウス型 : 室内空間が比較的広く、洗面台等が室内に完備されたタイプ。
- ②車載型 : 軽トラック等に積載した状態で使用可能で、現道工事等に適したタイプ。
- ③ボックス型 : 簡易トイレとして一般的なタイプで、敷地に余裕がない現場等に適したタイプ。

## ①ハウス型の事例



## ②車載型の事例



## ③ボックス型の事例

